

# 臨時軍事調査委員会の業務内容

——『月報』を中心にして——

額 額 厚

## 一 はじめに

第一次世界大戦の戦争様相は、戦闘形式、戦争形態の両面において画期的な変化をもたらした。すなわち、この時代の技術的・経済的進歩を基盤とした軍事技術の火力化・動力化・機械化とその多様性・大量性は、飛行機、潜水艇、自動車、タンク、毒ガスなどに象徴される新兵器を戦場に送り出すところとなった。また、戦闘形式の根本的变化は、当然、戦闘形態にも決定的な影響を及ぼした。それは第一次世界大戦が戦闘日数、戦費総額、動員兵力などにおいてこれまでの戦争と比較し得ないほど大規模であり、時間的にも長時間を要したことから、この戦争が国家の総力を結集しての闘いであるとの認識を生むことになった。これはいわゆる“国家総力戦”なる概念で後に定式化されるにいたる。

臨時軍事調査委員会の業務内容（額額）

総力戦の概念は、フランス王党アクション・フランセーズの指導者レオン・ドードが一九一八年に刊行した『総力戦』（La guerre totale）によって先鞭がつけられた。ドードはそこにおいて第一次世界大戦の教訓から、「戦争の政治的、経済的、通商的、工業的、知性的、法律的及び金融的諸領域への拡大」（註①）という事実を指摘し、戦争は単に軍隊のみによって遂行されるのではなく、「諸々の伝統、制度、慣習、法典、精神、そして就中銀行が戦うのだ」と述べた（註②）。この総力戦概念を日本において最も普及させたのはドイツの將軍エーリッヒ・ルーデンドルフが一九三五年に刊行し、間野俊夫が一九三八年に翻訳出版した『国家総力戦』であったことは周知の通りである。

ところで第一次世界大戦に具現した戦闘形式、戦争形態の

変化に対し、欧州戦場での戦闘に直接参加しなかった日本では、参戦諸国と異なり総力戦への対応を迫られることはなく、それよりも大戦の教訓から来たるべき将来の戦争が総力戦として戦われるとの認識に立ってとりあえず大戦の研究調査の作業に取り組むことになった。もともと研究調査の必要性を認識するうえで、大戦に対する政府関係者、特に軍指導者の強い関心と同時に日本の国情への深刻な危機感が存在していた。それは大戦の教訓から軍関係者の見解に多くみられるようになった。

たとえば陸軍歩兵少佐であった上村良助は、「いかに戦線に精鋭なる軍隊が配列せらるるにせよ、工業動員が完全に行なわれて、武器弾薬其他兵器が、遺憾なく補給せられなかつたら、充分の活動は覚束ないのである」（註③）として早くも工業動員の必要性を論じ、さらに「欧州大戦の状況に依るに一国の兵器弾薬供給が戦争の勝敗を決するに重要問題の一となることは最早世間周知の事柄となり、然るに此の問題の中心的是また原料の多寡及其の補給の難易にあるかの感あり」（註④）と述べ、戦略資源の備蓄と補給体制の確立を論じている。また、陸軍少将津野一輔は大戦に出現した火力重視の戦闘形式から軍の再編制を国情に合わせて検討すべきことを説いている（註⑤）。こうしたなかでヨーロッパの参戦諸国の戦時体制を研究調査し、総力戦に対応する国内の動員方法とその実態についての把握を目的とした臨時軍事調査委員会が、一九一五年（大正四年）一月二七日に陸軍省内に設置された。

本稿はこの臨時軍事調査委員会（以下調査委員会と略す）

の構成および業務内容に焦点をあてて紹介し、その役割の評価について若干の検討を加えてみようとするものである。調査委員会に関するこれまでの研究では、調査委員会がまとめた『国家総動員に関する意見』（一九二〇年五月）が日本の国家総動員体制の青写真となったことに對する検討のみに集中され、調査委員会そのものの実態の分析は不十分であったと思われる。また、第一次大戦の研究調査機関として陸軍省内においても特に工業動員関係の研究調査を中心に行ない、軍需工業動員法の制定（一九一八年）に關与した陸軍省兵器局、総力戦段階に必要な資源の供給確保に最も関心を払った参謀本部第二部兵要地誌班などがあつた。しかし、これら二つの機関は従来の業務の延長として研究調査を進めたものであり、その業務内容も調査委員会ほど広範囲にわたるものではなかつた。

註① 木下半治『戦争と政治』（一九四二年）、九六―九七頁。

註② 同右。

註③ 「欧州戦争と工業動員」『欧州戦争実記』七五号・一九一六年九月二五日日号。

註④ 「交戦諸国の原料問題」同右、八四号・一九一六年一月二五日日号。

註⑤ 「欧州大戦の教訓に就て」『偕行社記事』五二九号・一九一八年八月号。

その他欧州大戦に関する記事、出版物は相当数みられるが単行本の代表的なものを挙げておく。大日本文明協会編『欧州大戦の経験』（一九一六年）、楠瀬幸彦『国民皆兵主義』（同）、

山口圭藏『欧州大戦と日本の将来』（一九一七年）、三宅寛太郎『欧州戦争目録評伝』全三卷（一九一四―五年）、佐藤鋼次郎『国民的戦争と国家総動員』（一九一八年）、同『国防上の社会問題』（一九二〇年）、竹島藤次郎『交戦諸国内の状況に就て』（一九一八年）、大庭久吉『国防爭議論』（同）、田中義一『国民指導の方針』（同）、横山雄偉『世界戦争に現われたる日本陸軍首脳者の無能力』（一九一九年）、河村恭輔『帝國陸軍の概要並欧州戦争の経過』（一九一八年）、二宮重治『欧州戦と列強の青年』（同）、田中義一『欧州大戦の教訓と青年指導』（同）。

## 二 処務規程、業務分担

調査委員会は、一九一五年（大正四年）二月二七日、陸軍省内に設置された（註①）。初代委員長は陸軍少将菅野尚一である。翌年一月四日に以下の通りの調査委員会処務規定が制定されている。

### 臨時軍事調査委員会処務規定（註②）

第一條 臨時軍事調査委員ノ執務ニ関シテハ陸軍省処務規定ニ依ル外本規定ニ依ルヘシ

第二條 各委員ノ業務担任ニ関シテハ別ニ規定ス

第三條 委員長ハ課長ニ課長ハ部下課員ニ業務ノ分担ヲ命ス

第四條 幹事ハ委員室ニ於ケル庶務ニ服シ委員長及委員ノ職印ヲ保管ス

臨時軍事調査委員会の業務内容（續）

第五條 判任文官及雇員等ハ上官ノ指示ヲ承ケ分担業務ニ服スヘシ

第六條 事務ニ於テ時々委員ノ會議ヲ開ク其ノ時刻ハ委員長隨時之ヲ定ム

第七條 課長ニ於テ委員長ノ認印ヲ要スル書類ハ隨時之ヲ呈出スヘシ但シ其ノ課長ノ連帶ヲ要スルモノハ主任課長

ハ他ノ課長ノ連帶ヲ終リタル後委員長ノ認印ヲ受クヘシ

第八條 幹事ハ文書係ヨリ文書ヲ受領シタルトキハ之レカ指定ヲ為シ關係委員ニ回覽セシムヘシ要スレハ直ニ委員長ニ呈出スヘシ

第九條 書類中他ニ發送ヲ要スルモノハ主任委員之ヲ幹事ニ送附スヘシ幹事ハ前項書類ノ送附ヲ受ケタルトキハ直ニ發送ノ手續ヲ為スヘシ

第十條 文書係ハ書類ノ受付及發送ニ任シ其ノ受付ケタル文書ハ之ヲ分類シ陸軍省処務規定第三章ニ準シ取扱ヒ親展書ハ幹事ニ呈出シ又幹事ヨリ發送ヲ要スル書類ヲ受領シタルトキハ之ヲ帳簿ニ記入シ指定ノ処ニ發送スヘシ

普通私信郵便物ヲ官房ヨリ受領シタルトキハ直ニ之ヲ本人ニ配付シ帳簿ニ記入スルヲ要セス

第十一條 幹事ハ委員長宛（課長宛ノモノヲ含ム）ヲ開封シ陸軍省処務規定第二十條ノ手續ヲ為シ主任委員ニ移ス但シ人事ニ関スル親展書ハ封ノ儘委員長ニ呈出スヘシ

第十二條 委員長ノ名ヲ以テスル發送書類ハ凡テ幹事ニ於テ發送ノ手續ヲ為シ案紙ハ委員長室ニ保管シ置クヘシ

第十三條 省内會報ハ幹事ノ担任トシ其ノ事項ヲ會報録ニ記載シ委員長又委員ノ閱覽ニ供シ判任官以下ニハ其ノ必

要ナル事項ヲ達ス

命令諸達ハ將校ニ原本ニ依リ判任官以下ニハ前項ニ準シ之ヲ達ス

第十四條 発送スヘキ文書ハ判任官又ハ雇員ニ於テ淨書校

合セシメ幹事之ヲ驗檢ノ上発送ノ手續ヲ為スヘシ

第十五條 機密、機密図書籍ノ鍵箱ハ退庁ノ際幹事之ヲ

閉鎖シ高等官宿直ニ預ケ其ノ鍵ハ自ラ保管スヘシ

第十六條 幹事ハ事務上ニ関シ規定シ若ハ決議シタル事項

ヲ決議録ニ記載シ執務者ノ便ニ供スヘシ

第十七條 幹事ハ陸軍省処務規定策等八十九條判任文官以

下採用ノ手續ヲ施行スル場合ニハ豫メ委員長ノ許可ヲ受

クヘシ

第十八條 判任官以下出勤セハ各自出勤簿ニ捺印スヘシ

第十九條 幹事ハ判任官以下ノ考科ヲ調査シ毎年五月五日

及十一月五日迄ニ委員長ニ呈出シ許可ヲ受ケタル後毎年

五月十日及十一月十日迄ニ大臣ニ上申スヘシ

第二十條 臨時軍事調査委員室ニ於テ使用スル案紙ハ半紙

判トス

第二十一條 給仕及臨時備入ノ取締ハ幹事之ニ任スヘシ

第二十二條 判任官若ハ雇員一名ノ当直ヲ置ク当直ハ委員

長以下退庁後各室ヲ巡視シ室内ノ整頓特ニ火氣ニ注意シ

異状ナキヲ確メタル後退庁スヘシ此ノ場合若シ異状アレ

ハ直ニ高等官宿直ニ報告スヘシ

附則 本規定ハ大正五年一月四日ヨリ之ヲ施行ス

調査委員会の業務は、右の処規定第二條によつて八班に区

分され、それぞれの担当業務が明確にされている。それは次の通りである〔註③〕。

第一班（建軍及編制・制度） 建軍及編成ニ平時兵力ニ対スル戦時兵力ノ膨張率並人口ニ対スル兵員ノ比率大兵团ノ統帥ニ於ケル兵力区分 高等司令部ノ編制 戦略、戦術、戦闘各単位ノ編成 歩兵ニ属スル機関銃隊ノ編成及歩兵ノ兵数ト機関銃数トノ関係 自転車隊ノ編制並配置 戦略単位数ト騎兵師、旅団数トノ関係 騎兵師、旅団ノ編制特ニ此ノ単位内ニ於ケル騎兵ノ兵数ト砲数トノ関係 師団以上ノ大単位内ニ於ケル各種砲兵配合ノ比率並歩兵ノ兵数ト砲数トノ関係 各種砲兵隊ノ編制並砲兵自衛上兵器 飛行機射撃砲兵隊ノ編制並配置 各種迫撃隊ノ編制配置

制度ニ最高統帥機関並此ノ機関トノ関係 大本營若ハ総軍司令部ト陸軍省トノ業務上連繫 野戦軍ニ於ケル憲兵ノ配属及其ノ勤務 各同盟国ノ作戦、外交、経済、軍需品調達等ノ為セシ特別ノ規約若ハ処置 同盟国内ニ作戦スル場合ニ於テ其ノ他ノ官民ニ対シ特別ニ為セシ処置若クハ軍隊トシテノ注意事項 国際公法（主トシテ陸戦ノ部）尊重ノ程度及之ニ関シ發生シタル重大ナル諸問題 占領地行政 戒嚴令ノ概要 戒嚴ノ実施及其効果 内地ニ通用スヘキ徵発令 正貨、運用機材並之ノ原料等ノ国外ニ流出スルヲ防ク為ノ取締法 軍機保護法 新聞雜誌其ノ他刊行物ノ取締法 敵ノ間諜行為ヲ防ク為ノ法規 敵国民及本人若ハ其ノ父母等ノ曾テ敵国民タリシコトアル者ノ取締法 俘虜ノ取扱法

第二班（動員及補充・教育） 動員及補充ニ動員実施ノ概要 応急準備ト動員トノ関係 動員ト作戦輸送トノ関係 動

員計畫上既設教育得員ト動員トノ關係 最初ノ動員ニテ作りタル各役種部隊ノ種類、隊数及作戰上此ノ部隊ノ用途又為シ得レハ其戦闘能力 開戦後兵力増加ノ為ニ採リシ処置 全国動員ノ概要 教育ニ戰時教育ノ為ニ設ケタル制度 戰時内地ニ於ケル教育上ノ連繫 開戦前ニ於ケル在郷軍人ノ教育特ニ在郷軍人会ノ情況竝之カ本戰役ニ於テ現ハレタル効果ノ参考 平戰兩時ノ国民教育竝国民教育ト軍隊教育トノ連繫 少年義勇団ノ狀況特ニ本戰役ニ於ケル少年義勇団ノ功績

第三班(金錢・被服・糧秣・建築) 金錢ニ戰費予算編成ノ方法特ニ平時予算編成方法ト異ナル諸点  
第四班(衛生・軍馬衛生)  
第五班(外交・戰略戰術・歩兵・騎馬・砲兵・工兵・輜重兵) 外交ニ軍事ト外交トノ關係 戰略トノ關係 戰略戰術ニ一般ニ於テ 軍ノ統帥ニ就テ 軍ノ集中、開進掩護 搜索偵察 新兵器ノ戰術的用法及之ニ対スル戰闘法

第六班(兵站・築城・運輸及交通)  
第七班(兵器)  
第八班(器材)

註① 「臨時軍事調査委員会事務所開設ノ件」防衛庁防衛研修所戰史室所蔵『歐受大日記』大正五年一月。  
② 「臨時軍事調査委員会処務規定制定ノ件」同大正五年三月。  
③ 「臨時軍事調査委員業務担任区分表」同大正五年五月。

三 業務内容——『月報』を中心にして——  
調査委員会の業務内容には、まず海外派遣者(特に欧州)臨時軍事調査委員会の業務内容(續編)

からの大戦に関する広範囲にわたる資料収集と、これを基にした報告集『海外差遣者報告』の発行がある。

この第一号は一九一八年(大正七年)一月二〇日に『海外差遣者報告臨時第一号』として発行され、以後確認できたものとして第二号(一九一九年一月七日)、第三号(不明)、第四号(同年二月二五日)、第五号(同年三月三日)、第六号(同年三月二〇日)、第七号(同年四月一〇日)、第八号(同年五月一日)、第九号(同年五月一〇日)、第一〇号(同年五月一七日)、第一一号(同年五月二四日)、第二号(同年五月二四日)、第一三号(同年五月二八日)、第一四号(同年六月五日)、第一五号(不明)、第一六号(不明)、第一七号(同年七月二三日)がある。各号は第一、二号が三一〇部、第三号以下が三〇〇部印刷され、いずれも二九〇部前後各方面に配布され、そのうち二五部が調査委員の割当部数となっている。

次に講演会の開催がある。これは、「今次ノ大戦乱ハ各国民ニ一大覚醒ノ機運ヲ齎ラシ殊ニ交戦各国ノ国民思想ニ著シキ変化ヲ来シ其ノ一端ハ各方面ニ発露シツツアリ」(註①)という認識に立って、軍関係者や国民一般の軍事知識の増進を図る目的で陸軍部内、地方の学校や団体などで講演会が行なわれた。その回数は、調査委員会が設置されてからの一年余の期間中に陸軍部内で二八回、部外で三四回の計六二回の多きを教える。講演において最も重点を置いたテーマは、青年教育と国民皆兵思想の普及であった。

この他にも図書、資料の収集も積極的に行なわれたが、調査委員会最大の業務は『臨時調査委員月報』の発行であり、

調査委員会が行なつた種々の研究調査の成果はすべてここに収録された。

『月報』の第一号は一九一六年(大正五年)三月一日に発行され、以後確認できたものとしては第二号(同年四月二日)、第三号(同年五月一日)、第四号(同年六月一日)、第五号(同年七月一日)、第六号(同年七月二〇日)、第七号(同年八月一〇日)、第八号(同年九月一日)、第九号(同年九月二〇日)、第一〇号(同年一〇月一〇日)、第一一号(同年一〇月二〇日)、第一二号(同年一〇月三〇日)、第一三号(一九一七年一月四日)、第一四号(不明)、第一五号(同年二月一〇日)、第一六号(同年三月一日)、第一七号(同年四月一日)、第一八号(同年五月一日)、第一九号(同年五月二〇日)、第二〇号(同年六月五日)、第二一号(七月二日)、第二二号(同年八月一日)、第二三号(同年九月一日)、第二四号(同年一〇月一日)、第二五号(同年一〇月二日)、第二六号(同年一〇月二日)、第二七号(一九一八年一月四日)、第二八号(同年二月一日)、第二九号(同年三月一日)、第三〇号(同年三月二〇日)、第三一号(同年四月一日)、第三二号(同年四月二〇日)、第三三号(同年五月一日)、第三四号(同年六月一日)、第三五号(同年七月一日)、第三六号(同年八月一日)、第三七号(同年九月一日)、第三八号(同年一〇月一日)、第三九号(同年一〇月二日)、第四〇号(同年一〇月二日)、第四一・四二号(同年一〇月二日)、第四三・四四・四五号(一九一九年一月四日・一月一日)、第四六号(同年一月二〇日)、第四七号(同年三月一日)、第四八号(同年三月十五日)、第四九号(同年四月

一〇日)、第五〇号(同年五月二〇日)、第五一号(同年七月二日)、第五二号(同年八月四日)、第五三号(同年一〇月)、第五四号(不明)、第五五号(同年十一月九日)、第五六号(一九二〇年二月一四日)、第五七号(同年三月二五日)、第五八号・第五九号(同年五月二八日)、第六〇号(同年八月三日)、第六一号(同年九月一日)、第六二号(第六四号(不明)、第六五号(一九二二年四月一四日)、第六六号(同年九月)、第六七号(同年一〇月一日)、第六八号(不明)、第六九号(同年一二月三日)がある。尚、『月報』の発行部数は第一号から四号までが五六〇部、六八五部、第五号、第一四号が七〇〇部、第一五号、第二二部が七二〇部、第二三、三五号が七三〇部、第三六号が六六〇部、第三七号以降では九〇〇部から九八〇部であった。

次に『月報』の内容を紹介すると、各号とも調査委員会各班の研究成果がそれぞれ掲載されている(註②)。たとえば第一班は、「軍令及軍政機関」「交戦諸国野戦軍ノ編制」「野戦軍高等司令部及其ノ隷属機関ノ勤務」のテーマで種々の報告を発表している。以下第二班は、「動員 補充 復員」「国家総動員」「工業動員」「教育之部」、第三班は「經理之部」、第四班は「衛生之部(人、動物)」、第五班は「戦術之部(原則、教令、戦史、特殊兵器ノ用法、騎馬戦術兵戦術)」、第六班は、「戦術之部(築城及抗道、運輸交通、輜重・兵站及補給、自動車)」、第七班は「兵器之部(鉄砲、彈薬、信管、射撃、特殊兵器)」、第八班は「兵器之部(器材)」、といったテーマをそれぞれ担当している。

以下『月報』第一号から第六九号に掲載発表された記事の

以下『月報』第一号から第六九号に掲載発表された記事の

タイトルを以上のテーマ別に分類すると次の通りである。

(一)内は掲載された号数である。

「軍令及軍政機関」|| 英国陸海軍ノ統帥権(一) 交戦諸

国軍ノ最高統帥編(三一) 連合国最高軍事會議(四九)

普王国戦時陸軍省編制(九)

「交戦諸国野戦軍ノ編制」|| 欧州交戦国軍統帥上ニ於ケル

大軍区分ノ概況(四) 交戦各国軍大単位ノ編制(其二)(二

三) 同(其二)(二六) 交戦各国軍軍団及師団ノ編制(

其二)(三一) 同(其二)(三五) 仏、露、独軍歩兵連

隊ノ編成(一五) 仏、獨兩軍歩兵部隊編制ノ比較(三一)

交戦各国軍歩兵部隊ノ編制(五六) 各国軍機関銃増加ノ概

況(二) 同補修(其二)(二四) 歩兵砲隊ノ編制(五)

交戦各国軍騎兵兵力及編成ノ一般(六) 仏軍騎兵連隊ノ戦

時編成及裝備(一九) 仏軍砲兵ノ編成(六) 仏軍砲兵ノ

編成及露軍砲兵ノ編制(一〇) 交戦諸国軍砲兵隊ノ編制及

裝備(補修)(四四) 各交戦国軍迫撃砲隊ノ編制(二八)

交戦各国軍工兵ノ編制(其二)(二〇) 同(其二)(二二)

大戦間ニ於ケル英軍工兵業ノ統轄(六九) 交戦各国軍電信

隊ノ編制(一六) 各交戦国ニ於ケル航空兵ノ編制教育補充

(其二)(一五) 同(其二)(一七) 各交戦国ニ於ケル

航空兵ノ編制(補修其二)(三四)

「野戦軍高等司令部及其ノ隷属機関ノ勤務」|| 交戦諸国戦

時高等司令部勤務(其二) 仏軍ノ部(五八) 同(其二) 英

国軍ノ部(六二) 欧州戦役ニ於ケル情報勤務ノ概要(其二)

(一一) 同(其二)(一三) 同(其三)(一四) 仏軍

ニ於ケル製図勤務ノ梗概(七) 仏軍野戦憲兵勤務(二八)

臨時軍事調査委員会の業務内容(續)

情報及連絡勤務(六九) 空中写真見解ノ参考(六九)

「動員 補充 復員」|| 千九百十四年ニ於ケル独軍ノ動員

(二) 独、仏、英、露軍將校補充ニ就テ(五) 千九百十

四年ニ於ケル仏軍ノ動員(六) 仏、獨、澳三国兵員補充ニ

就テ(七) 開戦後独逸皇帝ノ発シタル特赦令ト兵員増加ノ

關係(九) 開戦直前、直後ニ於ケル交戦諸国ノ法規(一八)

独、英、仏国ノ国民動員(二〇) 兵員損耗率ニ対スル統計

的觀察(三一) 兵員資源ノ運用ニ関スル一般的觀察(三三)

独国国民動員(三四) 仏国国民動員(三六) 交戦諸国兵

員補充組織ノ梗概(三六) 仏国「ムーリエ」法(八附「ダル

ビエス」法(三七) 英国陸軍動員ノ梗概(三九)

「国家総動員」|| 国家総動員ニ関スル列強ノ論議ト施設(六

二) 交戦諸国ノ新設シタル官公庁(其二)(一九) 同(其

二)(二一) 米国家総動員(二九)

「工業動員」|| 英国戦時兵器工業及資源ノ統轄概況(其二)

(三) 同(其二)(四) 同(其三)(五) 同(其四)(七)

仏国工業動員実施概況(其二)(一三) 同(其二)(二四)

露国工業動員ノ概況(一七) 独国工業動員(其二)(三四)

同(其二)(三七) 同(其三)(四七) 兵器原料及材料ノ

欠乏ニ対シ独国ノ採リタル補給策並需要供給ノ管理組織(一

戦勝ノ要素タル独国技術(四〇) 封鎖中ニ於ケル独逸ノ化

学工業(五七) 交戦諸国兵器行政機関ノ組織及業務(其二)

(二五) 同(其二)(二七) 交戦諸国ノ砲彈製造、同完

成及検査方式(其二)(二二) 同(其二)(二二) 同(其

三)(二三) 欧州戦ニ於ケル彈薬ノ消費及準備(携行補給)

数(一九)

臨時軍事調査委員會の業務内容(續)

五〇

「教育之部」 〓 独逸青年団ノ演習(二) 戦時ニ於ケル仏、二四) 本戦役ニ於ケル独逸軍用糧秣ノ調達ニ就テ(一〇) 英、独軍教育ノ概況(三) 本戦役ニ於ケル各交戦国ノ国民 独国陸軍糧秣經理ニ関スル新規定(一四) 英国ノ糧秣封鎖 教育並青年ノ活動(其一)(五) 同(其二)(六) 同(其 独国民ニ及ホシタル影響(五七) 独国ニ於ケル農畜産物 三)(八) 同(其四)(一〇) 欧州戦ノ經驗ニ依ル新兵 増収法ノ研究(六) 独国食糧品ノ供給ニ関スル施設ニ就テ 教育(八) 交戦諸国軍ノ教育(其一) 仏、英、独(一二) (一八) 開戦後独逸ニ於ケル人畜給養ノ保全(一) 独逸 同(其二) 仏(一四) 同(其三) 仏(一五) 同(其四) ニ於ケル重要ナル戦時給養問題(六) 本戦役ニ於ケル奥国 英(一八) 仏軍航空兵教育(二七) 仏、露、奥軍歩兵補 国民給養施設ノ概要(二一) 兵食及其ノ兵卒ノ能率ニ及ホ 充隊教育(三三) 交戦諸国陸軍ニ於ケル技術教育(其一) ス影響(六九) 欧州交戦各国ノ防寒被服ニ就テ(一三) 三三) 同(其二) (三五) 戦地ニ於ケル補充兵教育(三 欧州戦役ニ於ケル英国陸軍ノ被服類調達ノ概況(一六) 英 五) 戦地ニ於ケル仏、独軍隊ノ訓練(三八) 交戦各国社 国陸軍ノ被服ニ就テ(四九) 仏国陸軍ノ戦時被服業務(五 会的青年教育(補修其一) 仏(三七) 同(補修其二) 米(五 七) 仏国陸軍服制ノ改正ニ就テ(四〇) 米国陸軍ノ戦時 二) 戦地に於ケル仏、米軍教育制度(六二) 戦後ニ於ケ 被服業務(五八) 戦時中伊国ニ於ケル軍靴及皮革ノ調達(六 〇) 現戦役ニ於ケル独軍被服品調達機関ニ就テ(五) 独 〓 「經理之部」 〓 英国陸軍經理学校ノ概要(六八) 英国ノ 逸ニ於ケル新戦時服地、徽章用絨ノ供給條条及検査規則(一 米国ニ於ケル軍需品調辯ニ就テ(五二) 英国陸軍ノ物品使 七) 独国織物、皮革需給調節概況(一七) 独軍被服經理 用節約及廢物利用ニ関スル指針(六八) 戦役中英国陸軍ニ 二関スル新規定ニ就テ(一六) 開戦以來独国被服工業ノ趨 於ケル廢品利用及物品ノ使用節約ニ就テ(五三) 米国ノ陸 勢(一七) 奥国軍用被服品ノ調達ニ就テ(三八) 奥軍山 軍經理ニ就テ(五一) 仏国戦時衛生諸機関ノ經理(五二) 地戦ニ於ケル装具及被服(六四) 英国陸軍ノ戦時建築(二 休戦後ニ於ケル独逸ノ国民經濟及軍隊給与ノ一般(五四) 六) 英軍ノ冬營設備(六一) 米国陸軍ノ戦時建築(五五) 奥匈国軍ノ防寒設備及其ノ給養(一) 米国ノ戦時軍人及其 独軍野外ニ於ケル厩舎ノ構築ニ就テ(二〇) 欧州大戦戦費 〓 家族ニ対スル特種ノ給与(六二) 交戦各国ノ戦時恩給及 二就テ(六六) 交戦各国ノ戦時税ニ就テ(三四・三六) 救恤(三五・五二・六二) 欧州戦ニ於ケル交戦各国陸軍ノ 将来ニ於ケル同盟国間ノ經濟關係ニ就テ(五) 英国ノ戦費 糧食定量節減ニ就テ(五六) 英、仏、独各国陸軍ノ農事經 二就テ(一三・二二) 本戦役ニ於ケル露国ノ國民經濟(二 營(六一) 交戦各国ノ炊糞車ニ就テ(一一) 英、米、仏 開戦當時ニ於ケル波蘭ノ財政及經濟(四) 独国第三回軍事 各国ニ於ケル保熱炊具(六〇) 現欧州戦ニ於ケル英軍ノ給 公債募集(二二) 独逸国ニ於ケル外国為替買売ニ関スル新規 養(六三) 欧州戦開始以來英国ノ食料品問題ニ於テ(一九) 定ニ就テ(九) 占領地ニ於ケル独軍經濟的施設(一五)

奥國ニ於ケル經濟的戰時成規(七)

「衛生之部」〓省略

「戰術之部」〓西方戰場ニ於ケル陣地戰ノ梗概(一) 同  
「補修其一」(一七) 獨軍陣地戰要領及仏軍陣地戰要領ト  
ノ比較「其一」(二五) 同「其二」(二六) 最近ニ於ケル

仏軍陣地攻撃要領(二三) 陣地戰ニ於ケル獨軍歩兵防禦  
戰闘要領(三二) 同「増補」(三七) 歐洲西方戰場對陣  
間ニ於ケル歩兵諸勤務ニ就テ(一一) 露軍ノ陣地攻撃要領

(一二) 露軍陣地戰要領(二八) 突撃「戰線將校ノ經驗  
録」(五六) 歐洲戰ニ於ケル歩兵戰闘動作ノ概況(六) 陣  
地戰ニ於ケル獨軍歩兵中隊ノ指揮(二七) 戰爭ノ化學的要

素(六八) 師団内ニ於ケル情報勤務ニ関スル教令(五四)  
奧匈國ニ於ケル河川ノ強行渡河法(六四) 各兵科連絡勤務  
教令(五〇) 西方戰場陣地戰ニ於ケル獨軍歩兵ノ攻撃部署

(一四) 塞國國境河川ニ於ケル獨、奧軍ノ渡河(一八)  
巴爾幹半島ニ於ケル作戰經過ノ概要(二) 「カルス」「エ  
ルゼラム」間ニ於ケル露、土兩軍初期ノ作戰(五) 「マル

ス」會戰中英、仏連合軍ノ左翼方面ニ於ケル第五軍、英軍及  
第六軍ノ包圍攻撃ニ就テ(四) 仏軍攻撃第一線師団作戰計  
画要目(四一) 「ロアイー」ト「オアーズ」河トノ間ニ於

ケル獨軍防禦陣地ノ偵察ニ関スル研究(四九) 戰場撤退ノ  
際獨軍ノ採リタル詭計(五九) 千九百十七年「ソナム」及  
「エース」附近ニ於ケル獨軍退却ノ際実施シタル交通路破壊

ノ狀況及之ニ對スル仏軍ノ修理作業ニ関スル研究(四九)  
千九百十八年獨軍攻勢ノ研究(四六) 「ダーダネルス」附  
近英、仏連合軍ノ敵前上陸及敵前乘船「其一」(一九) 同

臨時軍事調査委員會の業務内容(續編)

「其二」(二二) 同「其三」(二三)

歐洲戰爭陣地戰ニ  
於ケル機關銃戰術の用法ノ梗概(二〇) 西方戰場ニ於ケル  
歩兵機關銃用法ノ趨勢(四五) 仏、獨、伊、露軍迫撃砲隊  
ノ戰闘法(四三) 獨軍ノ迫撃砲ニ関スル教令(五四) 獨

軍迫撃砲戰闘教令(六三) 歐洲戰ニ於ケル手榴彈ノ戰術的  
用法(一五) 獨軍火焰放射器ノ戰術的用法(六四) 仏軍  
ニ於ケル火焰放射中隊ノ使用法(六四) 空中防禦及空中戰

闘(三一) 仏軍ニ於ケル飛行機隊ノ配屬及其ノ使用ニ就テ  
(二) 仏軍飛行機用法ニ関スル教令(二一) 戰闘用「タ  
ンク」ノ用法竝之ニ関スル雜件「其一」(四九) 奧軍「タ

ンク」ノ用法及戰闘法(六六) 米國「タンク」戰術拔萃(六  
六) 仏軍「タンク」使用教令草案(六六) 歐洲戰ニ於ケ  
ル各國軍ノ特種自動車(一一) 防楯、装甲自動車及装甲列

車(九) 歐洲戰ニ於ケル装甲自動車ノ使用(九) 同「補  
修其一」(一六) 英軍ノ使用スル近迫戰用自動車ニ就テ(一  
四) 再ヒ英軍ノ使用スル近迫戰用装甲自動車ニ就テ(二四)

歐洲戰ニ於ケル騎兵ノ行動「其一」(二) 同「其二」(三)  
同「其三」(五) 同「其四」(七) 同「其五」(一〇)  
同「其六」(一六) 同「其七」(一九) 同「其八」(二

〇) 同「其九」(二二) 同「其一〇」(二四) 歐洲戰  
ニ於ケル騎兵ノ趨勢「其一」(一四) 同「其二」(二七)  
同「其三」(三六) 會戰間ニ於ケル仏軍騎兵ノ運用教令四

〇) 西方戰場陣地戰ニ於ケル砲兵用法ノ梗概「其一」(三)  
同「其二」(五) 同「其三」(四) (七) (八) 同「其五」  
一四」(二〇) (一九) 同「其五」(一六) (二六) (二七) 仏軍

於ケル師団所屬砲兵ノ戰闘法竝仏軍トノ比較研究(三六)

- 仏軍ニ於ケル砲兵ノ為ニスル空中観測機関ノ使用法(三八)  
 千九百十七年四月「エーヌ」会戦ニ於ケル仏軍第五軍砲兵ノ  
 戦闘法(三二) 千九百十七年七月仏軍第一軍ノ「フラン  
 ドル」攻勢、十月仏軍第六軍「マルメゾン」攻勢ニ於ケル  
 仏軍砲兵戦闘法ノ研究(四一) 戦場ニ於ケル露軍砲兵ノ戦  
 闘法(四) 欧州戦争ニ於ケル露軍砲兵用法ノ梗概(其一)  
 (二一) 同(其二) (二三) 同(其三) (二五) 露軍  
 砲兵戦闘法ニ関スル諸教令(四八) 設堡陣地攻撃ニ関スル  
 教示(二三) 砲兵瓦斯攻撃教令(六四) 欧州西方戦場ニ  
 於ケル野戦築城(其一) (二) 同(其二) (四) 同(其三)  
 (六) 同(其四) (一四) 欧州東方戦場ニ於ケル野戦築  
 城〔補遺〕(三二) 英、仏軍ニ於ケル障碍物構設方法(二  
 〇) 英軍野戦築城ノ形式(五九) 千九百十七年末ニ於ケ  
 ル埃匈国軍ノ野戦築城(六七) 独軍陣地編制法ノ概要(五  
 四) 信号規定(六九) 英、仏軍行李輜重ノ概要(六五)  
 埃軍輜重及輜重隊ノ編制ニ就テ(六八) 埃及遠征軍ノ輜重  
 重(六〇) 仏国輜重兵第十一大隊史(六九) 英国ノ兵站  
 (三六) 伊軍ノ後方勤務(五三) 欧州戦ニ於ケル米軍兵  
 站線ノ設定並兵站勤務ノ組織(六四) 英軍ノ食糧秣弾薬補  
 給(一六) 仏軍ノ糧秣補給(三九) 仏軍ニ於ケル工事用  
 材料ノ補給業務(五七) 独軍弾薬及糧食補給ノ経路(六九)  
 英軍千九百十五年式「ルイス」軽機関銃(一〇) 機関銃ノ  
 分類及交戦諸国軽機関銃(二四) 兵器上ノ觀察〔機関銃〕  
 (六四) 小銃用眼鏡(四九) 欧州戦役ニ於ケル兵器上ノ  
 觀察〔歩兵銃〕(六四) 欧州戦ニ参加シタル最新式野砲〔  
 伊国 Depot 野砲〕(一一) 欧州大戦間独軍ノ制定セル中、  
 小口径火砲(五七) 欧州戦役ニ於ケル兵器上ノ觀察〔野砲〕  
 (六三) 欧州戦争ニ於ケル重砲(其一) (五) 同(其二)  
 (七) 同(其三) (九) 同(其四) (一〇) 同(其五)  
 (一一) 同(其六) (一四) 同(其七) (二三) 米国  
 三五珊半〔一四吋〕海岸加農(四) 独国四二珊榴弾砲(二)  
 鐵道砲架ノ研究(六七) 独国砲彈ノ金質及綱ト其ノ成分(四)  
 交戦諸国ノ新弾丸(其一) (二) (一一) (一二) 射程増伸ヲ  
 目的トスル砲彈(五一) 独国野戦砲兵用榴弾(五一) 独  
 軍毒瓦斯彈(五二) 独軍砲兵用特種彈丸(五三) 仏軍毒  
 瓦斯彈(五三) 欧州戦ニ於ケル砲彈ノ破壊効力(二二)  
 独軍鋭敏信管(五一) 独軍砲兵用信管ノ大要(五九) 欧  
 州戦ニ於ケル火薬、爆発〔其一) (三) (一五) (一七) 独軍  
 砲兵射撃修正量(五四・六〇) 英軍砲兵射撃修正量(六一)  
 仏軍ニ於ケル射撃修正量(六二) 独軍機関銃間接射撃(六  
 二) 軍ニ交付シタル弾薬ノ試験射撃(六三) 欧州戦ニ於  
 ケル特種兵器〔其一) (二) (一〇) (一一) 同(其三) (一  
 八) 同(其四) (二二) 同(其五) (二五) 同(其六)  
 (三八) 同(其七) (四三) 庄搾瓦斯ヲ用ウル仏軍六十  
 密迫撃砲(五五) 欧州戦ニ於ケル兵器上ノ觀察〔迫撃砲〕  
 (六三) 独軍迫撃砲用観測鏡及射撃板(六五) 欧州戦ニ  
 於ケル兵器上ノ觀察〔歩兵平射砲〕(六五) 独軍ニ於ケル  
 歩工兵用擲弾銃爆彈及手榴彈(二) 独軍手榴彈、銃榴彈、  
 小爆彈砲用榴彈(五三) 欧州戦役ニ於ケル兵器上ノ觀察〔  
 手榴彈〕(六五) 航空機射撃用兵器及航空機射撃法(一〇)  
 空中射撃ノ原理並照準具(四九) 独軍ノ凶形照星(六五)  
 二珊対飛行機砲(五一) 独軍「タンク」(五一) 英、仏

米軍「タンク」(五七) 発煙弾及発煙器(六四) 仏軍ニ於ケル飛行機ノ種類及其ノ能力ニ就テ(二) 仏軍ニ於ケル飛行機ト地上トノ連絡法ニ就テ(三) 仏国軍用飛行機ノ近況(四) 仏軍ニ於ケル飛行機用発動機ノ現況(五) 独軍用飛行機ノ概況(補修)(二四) 英軍用飛行機ノ概況(一一) 伊軍用飛行機ノ概況(一一) 露軍用飛行機ノ概況(一二) 交戦諸国軍ノ飛行機(補修其一)(一七) 同(補修其二)(三)

七) 交戦諸国ノ航空船(其一)(一三) 同(其二)(一八) 同(其三)(二二) 交戦諸国軍ノ繫留気球ノ概況(二八) 軍用水素瓦斯発生装置(二二) 空中襲撃竝其ノ防禦ニ用ウル器材(二三) 仏軍用無線電信機(二五) 仏軍ニ於ケル地中電信(六四) 英国軍用携帯電話器(三五) 調査委員会ではこの他にも単一のテーマによる『月報』特別号をも多数発行している。以下刊行された順序で紹介する。(一)は刊行年月日、(二)は関係各方面への配布部数である(註③)。

各国各種使用兵器概見表(一九一六年一月一日)(八四四) 大部隊ノ陣地攻撃ニ於ケル仏軍ノ統帥法(同年)(六一九) 『ヴェルダン』会戦ノ教訓竝防禦戦ニ就テノ教令(一九一七年四月四日)(三六五) 防禦ニ於ケル仏軍砲兵ノ用法(同年四月一日)(四〇二) 欧州戦ト交戦各国婦人ノ活動(同年四月一日)(一六五) 独国工業動員ニ関スル普国陸軍省原料課長口演要旨(同年五月一日)(一四二) 欧州戦争毒瓦斯攻撃ニ対スル各国軍訓示教令輯(同年六月一日)(五八四) 開戦直前ニ於ケル列強ノ情勢(同年六月一日)(一〇〇一) 各国各兵種使用兵器概見表(同年六月

一三日)(七八九) 欧州交戦諸国ノ陸軍ニ就テ(同年六月一日)(一〇八九) 欧州戦争ニ於ケル仏軍小部隊ノ指揮(同年七月二日)(三三四) 独逸国ニ於ケル戦時ノ国民栄養ニ関スル学者ノ意見(一九一八年二月一日)(五一九) 日露戦争ト欧州大戦(同年三月一日)(四三二) 欧州戦争ニ関スル重要事件曆輯(同年)(七三四) 独逸国戦時陸軍顧問医制度(同年九月一日)(不明) 尚、刷部数は九〇〇、陣地戦ニ於ケル砲兵用飛行機ノ任務及用法ニ関スル独軍教令(同年九月一日)(八九四) 欧州大戦ニ関スル講話集(同年一月一日)(六五六) 独逸戦時法令(同年一月一日)(九〇) 独軍戦闘教令(同年二月七日)(七四四) 千九百十四年以降独逸戦時法令(同年二月二六日)(九一) 参戦諸国ノ陸軍ニ就テ(第四版)(同年二月)(八九三) 独逸戦時特別法(一九一九年一月一日)(九一) 世界ノ形勢(同年二月一日)(一四〇) 欧州大戦ニ関スル講話集(同年二月二〇日)(二九四) 某隊冬季研究報告(同年八月一日)(三八八) 各兵操典改正要領ニ関スル意見(同年八月二〇日)(不明) 英仏軍ノ軍用鳩ニ就テ(同年一〇月七日)(一一〇五) 陸軍衛生制度ニ関スル意見(同年九月一日)(不明) 航空機ト歩兵ノ協同動作(同年一〇月八日)(九九一) 戦争ノ国内産業特ニ勞務力ニ及ホス影響(同年十一月九日)(不明) 参戦諸国ノ陸軍ニ就テ(第五版)(同年十二月二四日)(九五三) 仏軍ニ於ケル偽装作業教令(一九二〇年三月三日)(九三〇) 十年後ニ於テ帝国ノ整備シ得ヘキ最大兵力概定ニ関スル意見(同年三月一二日)(不明) 千九百十八年上半年諸会戦時(同年七月

「シャムパリーニ」会戦ニ於ケル独仏兩軍攻防ニ関スル戦術上ノ研究（同年五月三日）〔八九二〕 米国防会議第一回年報（同年五月一日）〔九二六〕 交戦各国国民復員ノ概況竝之ヨリ得タル教訓（同年五月二〇日）〔九〇五〕 戦時ニ於ケル幹部ノ補充及教育並之ニ対スル平時ノ準備ニ関スル意見（同年五月七日）〔不明〕 国家総動員ニ関スル意見（同年五月二七日）〔九一〇〕 英国師団ノ攻防教令全集竝独英仏軍攻撃教令集（同年六月二六日）〔八八一〕 独軍砲兵射撃教範（同年七月八日）〔九四三〕 戦時高等司令部編制改正ニ関スル意見（同年七月二四日）〔不明〕 騎、工及輜重兵操典改正ニ関スル意見（同年五月二二日）〔不明〕 野戦築城教範草案及抗道教範草案ニ関スル意見（同年七月二九日）〔不明〕 仏軍野戦軍航空部隊ノ編制竝用法ニ関スル教令集（同年八月二七日）〔不明〕 物質的国防要素充実ニ関スル意見（同年九月一日）〔不明〕 歩兵射撃教範改正ニ関スル意見（同年一〇月二日）〔不明〕 仏国戦闘瓦斯ニ関スル規定及同防護教令（同年一二月）〔不明〕 仏国歩兵操典草案（同年一二月）〔不明〕 兵器彈藥製造経営法ニ関スル意見（一九二一年一月）〔不明〕 兵役稅ノ研究（同年四月二一日）〔九二二〕 交戦諸国戦後ノ兵制問題ノ概観（同年三月）〔不明〕 欧州戦ノ經驗ニ其ク戦術ノ趨勢ノ第一卷（同年六月）〔一二六三〕 同ノ第三卷（同年七月四日）〔一二七四〕 仏国騎兵操典草案（同年八月）〔八一四〕 英国騎兵操典草案（同年一月）〔不明〕 仏国歩兵操典草案ノ第二部（一九二二年一月）〔不明〕 情報蒐集機關ニ就テ（同年一月）〔不明〕 英国歩兵小隊教練（同年一月）〔不明〕

独小銃、騎銃及輕機関銃射撃教範草案（同年一二月）〔不明〕 測量教範制定ニ関スル意見（同年七月）〔不明〕 埃国陸軍軍用犬（同年八月）〔不明〕 仏国歩兵射撃教範（同年九月一〇日）〔八九二〕 仏国歩兵操典ノ第二部（同年一二月六日）〔九二二〕 情報蒐集機關ニ就テ（一九二三年一月）〔九一一〕 英国歩兵小隊教練（同年二月四日）〔不明〕 独逸各兵科用小銃、騎兵銃及機関銃射撃教範草案（同年二月二〇日）〔不明〕 独逸歩兵操典（同年三月一六日）〔九四〕 馬政ニ関スル意見（同年一〇月）〔不明〕

この他に調査委員会は『月報』の年間の集大成として『年報』も刊行しており、それは一九一七年から一九二〇年にかけて『第一年報』〜『第五年報』として年度末に一二〇〇部前後刊行された。

註① 「臨時軍事調査委員会業務実施ノ景況」『欧受大日記』大正六年五月。

② 以下は、拓殖大学図書館分館（八王子）佐藤安之助文庫所蔵『臨時調査委員月報其他総目録』を参照した。

③ 特別号（パンフレット）のタイトル、刊行年月日、配布数は『欧受大日記』より作成した。また、調査委員名義で刊行されたものは省略した。

#### 四 調査委員、意見書

次に調査委員会の構成員についてみると、まず調査委員長の人事は初代が陸軍少将菅野尚一（一九一五年八月一〇日就任）〜一九一八年七月辞任）、二代目が陸軍少将村岡長太郎（一

九一八年七月二三日就任（一九二一年一月辭任）、三代目が陸軍少将佐藤安之助（一九二一年一月六日就任）一九二二年三月三十一日、調査委員会廃止にもない（辭任）であつた。

以上三名の委員長の略歴は次の通りである（註①）。

管野尚一（陸士二期） 明治二四年陸士卒、同二九年陸大卒、同三九年イギリス駐在、同四三年軍務局歩兵課長、大正六年アメリカ出張、同七年軍務局長、同一年第二〇師団長、同一年台湾軍司令官、同一年軍事參議官、昭和二年予備役、同一年後備役。

村岡長太郎（陸士五期） 明治二七年陸士卒、同三五年陸大卒、同三六年參謀本部出仕、同年三七年韓国派遣、同年四〇年陸大教官、同年四四年トルコ出張、大正四年教育總監部第二課長、同第一課長、同一年歩兵学校長、昭和二年関東軍司令官、同四年予備役。

佐藤安之助（陸士六期） 明治二八年陸士卒、同三〇〜三三年陸大聴講生、同三七年滿州軍司令部付、同四〇年滿鉄奉天公所長、同四三〜四四歐洲出張、大正二年関東都督府司令部付（兼滿鉄）、同五年スイス公使館付武官、同八年參謀本部付、同一年退役。

これまでに確認できた調査委員とその略歴を記すと次の通りである。（一）の上段は陸士卒業期、下段は調査委員就任当時の階級である。また、定員の關係で調査委員会への配属者は教育總監部付（以下教総付）、兵器本廠付（以下兵本付）、技術審査部付（以下技審付）として発令されるものがほとんどであつた。それを（ ）で示した。

岸本峻夫（一一・砲兵中佐）（兵本付） 明治三二年陸士臨時軍事調査委員会の業務内容（額續）

卒、同三五〜三六年砲工学校学生、同三九〜四二年東大工学部造学科学生、同四三年〜大正二年歐洲留学、大正五年調査委員就任、同年八月軍事局課員、同一年科学研究所第二部長、昭和三年兵器局長、同九年技術本部長、同一年予備役同一年東京市長。

二宮重治（一二・砲兵少佐）（教総付） 明治三三年陸士卒、同四三年陸大卒、同四三年參謀本部員、同四五年イギリス駐在、大正四年調査委員就任、同七年軍務局課員、同一年イギリス大使館付武官、昭和二年參謀本部第二部長、同四年參謀本部総務部長、同五年參謀本部次長、同一年朝鮮拓殖總裁、同一年滿拓公社總裁、同一年文部大臣。

秦真次（一二・歩兵中佐）（兵本付） 明治三三年陸士卒、同四二年陸大卒、大正二年オーストリー公使館付武官補佐官、同三年歐洲出張、同五年オランダ公使館付武官、同七年調査委員就任、同一年臨時東京警備司令部付、昭和七年憲兵司令官、同九年第二師団長、同一年予備役。

豊島房太郎（一二・歩兵中尉）（兵本付） 明治四三年陸士卒、大正五年陸大卒、同六年調査委員就任、同一年軍務局課員、同一年歐洲出張、昭和三年整備局課員、同六年朝鮮軍司令部付、同一年憲兵司令部総務部長、同年憲兵司令官、同年一八年近衛第一師団長、同年第二軍司令官、同年二年復員。

村上啓作（二二・歩兵中尉）（技審付） 明治四三年陸士卒、大正五年陸大卒、同六年調査委員就任、同年八〜一一年ロシア駐在、同一年陸大教官、昭和六年軍務局課員、同一年〇月兵務課長、軍事課長、同一年砲工学校長、同一年科

臨時軍事調査委員会の業務内容（續）

学学校長、同一八年総力戦研究所長、同一九年第三軍司令官  
安藤利吉（一六・歩兵大尉）（技審付） 明治三十七年陸士  
卒、大正三年陸大卒、同五年調査委員就任、同八〇一〇年イ  
ギリス駐在、同一四年インド駐劄武官、昭和六年兵務課長、  
同七年イギリス大使館付武官、同一二年教育總監本部長、同  
一六年台湾軍司令官、同一九年第一〇方面軍司令官、同二一  
年上海で自決。

飯田祥二郎（二〇・歩兵中尉） 明治四一年陸士卒、大正  
四年陸大卒、同五年調査委員就任、同八年軍務局課員、昭和  
一二年兵務局長、同一四年近衛師団長、同一六年第二五軍・  
第一五軍司令官、同一九年中部軍司令官。

永田鉄山（一六・歩兵大尉）（教総付） 明治三十七年陸士  
卒、同四四年陸大卒、大正二年ドイツ駐在、同六年調査委員  
就任、同九年欧州出張、同一三年陸大教官、同一五年作戦資  
材整備会議幹事、同年整備局動員課長、昭和五年軍事課長、  
同七年參謀本部第二部長、同九年軍務局長、同一〇年相沢中  
佐に刺殺される。

この他にも略歴は省くが調査委員として次の者が確認でき  
た。

上村良助（砲兵少佐）、金子直吉（砲兵中佐）、佐々木富  
弥（砲兵中佐）、服部英男（砲兵中佐）、河村恭輔（砲兵中  
佐）、佐野会輔（砲兵中佐）、山本茂（歩兵中尉）、津田時  
若（大正六年一〇月に委員長代理）、山本芳輔（歩兵少佐）  
栗原幸衛（騎兵中佐）、吉井幸太（砲兵大佐）、小杉武司（  
砲兵中佐）、大町岩雄（歩兵少佐）

調査委員の構成は、『月報』の調査委員配布割当数が第六

九号までをみると二五部にはぼ一定しており、多少の変動は  
あってもその数は大体二五名前後とみて妥当であろう。この  
スタッフで八班に分れ、それぞれのテーマにしたがって研究  
調査を行ない、その成果を『月報』、あるいは不定期の特別  
号（パンフレット）として刊行してきたことは以上で述べた  
が、もう二つ調査委員の重要な業務があった。

その一つが国内の工業動員能力の実態調査であった。たと  
えば、一九一六年七月一二日〜一四日まで岸本委員が日本製鋼  
所室蘭工場を見学調査、一九一七年一二月二五日に同じく岸  
本委員が大阪砲兵工廠を見学調査、一九一八年一月〜二月に  
村上、豊島両委員が技光製鉄所見学調査、同年一月に山本芳  
輔委員が呉海軍工廠見学調査、同年四月二三日〜三四日に山  
本茂委員が大阪兵工廠見学、一九二〇年三月六日に村岡委員  
長、小杉、大町両委員が呉海軍工廠見学調査、同年三月八日  
に上記三名が技光製鉄所見学といった具合である。

もう一つが、各調査委員の第一次大戦の研究調査から得た  
成果を踏えて、日本国内の工業動員体制の確立、軍の編制・  
装備等の近代化、航空兵力の導入強化等広範囲にわたる改革  
の必要性を陸軍部内に対し説いた「意見書」の類である。そ  
れは次の通りである。（ ）の上段は提出年月日、下段は提  
出先である（註②）。

工業動員計画ニ関スル意見（一九一七年一月一二日・大臣）  
戦略単位ノ砲兵ニ関スル意見（同年一月二〇日・畑砲兵少佐）  
欧州戦ノ実験ニ鑑ミ制式制定若ハ改正ノ目的ヲ以テ研究ヲ要  
スヘキ兵器ニ関スル意見（同年六月二一日・大臣） 航空隊  
編制ニ関スル意見（同年一月二〇日・服部騎兵中佐） 各兵

種ノ戰時スヘキ主要兵器ニ対スル改正意見（同年一月三十一日・軍務局長） 軍砲兵ノ研究（同年二月一二日・軍務局長）

電信隊ノ用法及編制ニ関スル意見（同年二月二八日・軍務局長） 鉄道隊ノ用法及編成ニ関スル意見（同年二月二八日・軍務局長） 騎兵ノ用法及編制ニ関スル意見（同年二月二八日・軍務局長） 各兵種ノ戰時使用スヘキ主要兵器ニ対スル改正意見（同年三月五日・軍務局長） 世界大戦ノ終局ニ対スル觀察（同年一二月二〇日・大臣） 國家総動員機關ノ設置ニ関スル意見（一九一八年五月二一日・大臣） 帝國陸軍技術制度改正意見（同年六月・省内關係各局課） 國勢調査ニ対スル希望（同年六月・次官及統計） 國勢調査ニ対スル緊急希望（同年六月・次官及統計） 野砲問題ニ関スル意見（同年一月八日・陸、技、審、第一部長） 國際連盟及軍備制限ノ問題ノ研究ニ資スル目的ヲ以テスル調査事項（同年一二月一二日・軍事課） 参考用トシテ新式兵器購入ニ関スル意見（同年一二月二四日・大臣） 帝國陸軍軍人俸給恩給救恤制度改善ニ改スル意見ノ大綱（一九一九年一月二五日・省内關係各局課） 航空隊ノ編制用法ニ関スル研究事項（同年二月四日・參謀本部第一課） 戰時陸軍航空兵力ノ策定ニ関スル意見（同年四月八日・軍事課） 連合戰爭統一指導要領ニ関スル意見（同年四月一〇日・一般） 野戰砲兵操典草案改正要旨（同年五月七日・軍事課） 航空勤務者優遇法ニ関スル意見（同年五月二二日・人事局長） 軍隊内務書改正意見（同年六月二日・軍、内、改、審、委員長） 帝國陸軍軍人待遇改善ニ関スル一部ノ意見（同年六月七日・大臣） 兵器彈藥製造經營法ニ関スル意見（同年七月二八日・大臣）

臨時軍事調査委員會の業務内容（續續）

各兵操典改正要領ニ関スル意見（同年八月二一日・大臣及關係官衛學校） 戰時陸軍將校ノ位置ニ在リテ服務セシムヘキ予備役士官ヲ一年志願兵ヨリ採用スルノ意見（同年八月二八日・步兵課） 步兵操典改正案編纂要旨（同年九月一五日・軍事課） 外國駐在員ノ人員及研究区分（同年一〇月一〇日・軍事課） 戰時編制改正ニ関スル意見ノ第一回（同年一〇月一八日・軍事課） 西伯利ニ於テ軍事上研究スヘキ事項ニ関スル意見（同年一〇月一九日・軍事課） 戰時編制改正ニ関スル意見ノ第二回（同年一〇月二〇日・軍事課） 陸軍省局課編制改正案（同年一〇月二一日・次官及關係各局課） 砲兵工廠工卒隊設置ニ関スル意見（同年一〇月二五日・次官及關係各局課） 將校担当官ノ待遇改善ニ関スル意見（同年一〇月二七日・次官及關係各局課） 戰時編制改正ノ方針及要領（同年十一月二二日・軍事課） 改正步兵機関銃射擊教範ニ対スル意見（一九二〇年二月二〇日・軍事課） 十年後ニ於テ帝國ノ整備シ得ヘキ最大兵力概定ニ関スル意見（同年三月一二日・大臣及關係各局課） 交戰各國國民復員ノ概況竝之ヨリ得タル教訓及所見（同年四月一日・大臣及陸軍一般） 航空部隊ノ動員ト平戰兩時ノ航空兵力ニ就テ（同年四月六日・軍事課） 物質的國防要素充實ニ関スル意見（同年四月六日・大臣及陸軍一般） 統帥綱領改正意見（同年四月二〇日・軍事課） 步兵操典改正案ニ対スル意見（同年四月二四日・軍事課） 國家総動員ニ関スル意見（同年五月・大臣及陸軍一般） 戰時ニ於ケル幹部ノ補充及教育竝之ニ対スル平時ノ準備ニ関スル意見（同年五月六日・大臣及教育總監） 兵站諸部隊戰時編制ニ関スル件（同年五月一七日・軍事課）

戦時ニ於ケル兵員資源ノ運用補充制度改正ニ関スル意見(同年五月二〇日・大臣) 自動車操縦教範草案ニ対スル意見(同年五月二〇日・軍事課) 騎工及輜重兵操典改廃修正ニ関スル意見(同年五月二八日・大臣及教育総監部本部長) 陸軍戦時編制改正要領(第一案) (同年五月二十九日・軍事課) 歩兵操典改正案ニ対スル再意見(同年六月二日・軍事課) 陸軍戦時編制改正要領(第一追加) (同年六月一日・軍事課) 同(第二追加) (同年六月一日・軍事課) 帝國陸軍戦時航空兵力ニ関スル意見(同年六月一日・參謀本部第七課) 対壕教範草案(同年六月・軍事課) 簡閲点呼執行規則改正要旨(同年七月一日・歩兵課長) 戦時高司令部編制改正ニ関スル意見(同年七月二日・大臣) 野戦築城教範草案及抗道教範草案改正ニ関スル意見(同年七月二十九日・大臣及教育総監) 野戦軍馬衛生機関並軍馬補充機関ノ改善及蹄鉄工卒制度改正ニ関スル意見(同年八月二日・大臣) 実施学校制度改正意見(同年八月二日・大臣、教育総監) 野戦重砲兵操典編纂要旨(同年九月六日・軍事課) 戦時國軍給養ニ関スル意見(同年九月二七日・大臣) 砲兵射擊教範改正ニ関スル意見(同年一〇月一日・大臣、教育総監) 航空機ノ型式、航空隊配属、編制並補充ニ関スル意見(同年一〇月一日・大臣) 彈丸効力調査(同年一〇月一日・砲兵課) 体操教範改正要旨(同年一〇月二八日・軍事課) 野戦重砲兵、重砲兵射擊教範草案第一編纂要旨(同年十一月一日・軍事課) 統帥綱領改正ニ関スル意見(同年十一月五日・參謀本部総務部) 四五式十五珊加農砲及四五式二四珊榴彈砲砲架以下改造ニ関スル意見並陣地使用ノ大口徑曲射砲ニ関スル意見(大臣) 兵役問題ニ関スル意見、戦後ニ於ケル交戦國ノ兵役問題ニ関スル概観及教育上ヨリ見タル兵役問題ニ関スル意見(一九二一年一月四日・大臣) 青年教育ニ関スル意見(同年一月一日・大臣) 戦略單位ノ編制ニ関スル意見(同年二月一日・大臣) 工兵通信教範編纂要旨(同年三月二日・軍事課) 電信教範編纂要旨(同年四月二日・軍事課) 歩兵隊ノ編制ニ関スル意見(同年四月二六日・大臣) 騎兵操典草案編纂要旨(同年五月一日・軍事課) 騎兵通信教範編纂要旨(同年五月一日・軍事課) 野戦重砲操典草案ニ関スル意見(同年五月一日・軍事課) 馬政ニ関スル意見(同年六月二八日・大臣) 港灣法ニ関スル意見(同年七月四日・航空課長) 測量教範制定ニ関スル意見(同年七月六日・大臣、教育総監) 騎兵操典草案ニ関スル意見(同年七月九日・軍事課) 臨時運輸業務検査ニ関スル意見(同年八月一三日・工兵課長) 野戦重砲兵射擊教範草案第一編改正ニ関スル意見(同年八月一日・軍事課) 軍隊教育令中一部改正案(同年八月一日・軍事課) 戦略單位以上ニ配属スヘキ部隊ニ関スル意見(同年九月八日・大臣) 輜重兵操典草案要旨(同年九月一日・軍事課) 交通教範並築營教範改正ニ関スル意見(同年九月一日・大臣、教育総監) 歩兵通信教範草案(同年一〇月一日・軍事課) 船舶輸送勤務令(第五條)ニ対スル意見(同年一〇月二五日・軍事課) 輜重兵輓駄馬調教教範草案改正要旨ニ対スル意見(同年十一月五日・軍事課) 体操教範草案ニ対スル意見(同年十一月四日・軍事課) 通信隊ノ編制器材並其用法ニ関スル意見(同年十一月四日・大臣、教

註① 調査委員の略歴は、日本近代史料研究会編『日本陸海軍の制度・組織・人事』(一九七一年)によつた。

② 『臨時軍事調査委員月報其他目録』附録「臨時軍事調査委員ヨリ提出シタル意見総目次」参照。

## 五 おわりに

調査委員会の調査研究は、以上でみてきた如く、広範な問題を対象としていた。そのなかで国家総動員体制構築過程において、特に重要な意義を持ったのが調査委員会第二班が担当した国家総動員に関する調査研究である。

総力戦における経済は、それまでの戦費中心の戦争経済にかわつて、巨大な軍需生産能力の不断の拡充を目標とするところとなり、そこでの経済は国民の一部だけでなく全体が戦力化され、その論理的帰結として経済の全面的統制化・計画化が必至となった。総力戦に適應する経済は平時から戦争への全般的準備が図られ、これによって経済における戦時と平時の区別がなくなり、いわゆる国防経済(Wehrwirtschaft)〔註①〕という性格を顕在化させることになった。総力戦段階の経済工業動員はその最大の特色であり、フランスのデブネ將軍は第一次世界大戦を省察したなかで、「若し工業動員が行なわれない場合には、貯蔵器材は迅速に消耗してしまふに違いない。即ち一は戦争を開始せしめることを得しめ、他はこれを続行させるのである」〔註②〕と述べた。

ところで日本陸軍の国家総動員構想を示す初期における臨時軍事調査委員会の業務内容(續編)

究は、一九一七年九月に参謀本部から(秘)扱い文書として関係方面に配布され、翌年制定された軍需工業動員法の契機となつた『全国動員必要ノ議』がある。これは第一次世界大戦下における各国の動員計画の实情をまとめたものであつた。また、一九一七年八月、参謀本部第二部兵要地誌班によつてまとめられ、資源供給確保の総力戦段階における必要性を説き、その資源を中国大陸において充足させる計画を骨子とした『帝国国防資源』などがあつた。

しかし、これら二つの報告書以上に総合的見地からする国家総動員体制確立の必要性を説いたのが調査委員会の手になる『欧州交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』(一九一七年一月に第一版刊行)、『国家総動員に關スル意見』(一九二〇年五月刊行)であつた。『欧州交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』には、欧州諸国の戦時体制に関する調査結果が含まれ、国民動員・工業動員の實態、国民教育、婦人活動の状況が詳細に検討されている。第三版では「国民動員」と「工業動員」とを別々の独立した項目として記述し、そこでの「国民動員」とは全国民を政府の管理統制下に置き、戦闘員および軍需工場要員なりに分配することを意味した。したがつて「国民動員」と「工業動員」とを併せて「国家総動員」と総称するに至つたのは、一九一八年七月の第四版における「国家総動員ノ概況」の一項目からであつた〔註③〕。そのなかで国家総動員を、「国内ノ有ラユル諸資源、諸施設ヲ統制按配シテ之ヲ戦争遂行上最モ有効ニ使用シ得ルノ状態ニ移セリ所謂国家総動員ナルモ即チ是ナリ」〔註④〕と定義した。第四版では第一次世界大戦を明確に国家総動員戦と規定し、これに対応すべく国家総動員準

備のための機関設置の必要性が説かれている。また、『国家総動員に関する意見』は調査委員の一人であった永田鉄山の執筆になるもので〔註⑤〕、それは予説、第一章総論、第二章国防資源の保護増強（国家総動員永久準備）、第三章国家総動員間接準備。第四章国家総動員直接準備（国家総動員計画）、第五章国家総動員に関する法規、第六章国家総動員管掌機関、結辭の各章から構成されている。永田は第一次世界大戦を直接現地で視察した経験から大戦は「国民的戦争」と把握し、その戦争形態は総力戦であったという認識を深めた。そして、新たな戦争に備えて国家が統制する一切の資源を戦争遂行上最も有効に利用するために国家総動員体制確立の必要性を説いたのであった。

国家総動員のための最高決定機関の設置を骨子とするものであった。国家総動員構想とその実施機関の設置は以後急ピッチで推進され、同年一〇月に陸軍省に整備局が、翌年五月に内閣に資源局が設置された。これら第一次世界大戦以後の国家総動員体制の大枠を決定していくうえで、調査委員会が果たした役割は極めて大きかった。その意味でも現在、その大部分が発見されていない調査委員会の刊行物（『海外差遣者報告』、意見書の類の実物を筆者は全く確認していない）の調査研究は重要だと思われる。

尚、調査委員会は一九二二年三月に廃止された。しかし、一九二六年一〇月に軍事調査委員長が復活（陸軍次官の兼任）し、一九二八年三月より専任者が置かれた〔註⑦〕。

これらの報告書をもとに具体的な国家総動員のための準備が進められていった。たとえば、一九一八年四月には軍部主導のもとに軍需品の範囲の指定、軍需工業の国家管理、労働力の強制使用と統制、消費統制、各種調査、軍需産業の奨励・罰則などを規定した軍需工業動員法が制定され、同年六月にはこれを実施していく機関として内閣に軍需局が設置された。陸軍においても陸軍省に兵器局工政課が新設され、そこで陸軍省軍需動員計画案が作成された。それは、戦時における軍需の民間産業、資源、労働力などの国家統制の規定、運用等について触れたもので軍需工業動員法と目的を同じくするものであった。

同時期に参謀本部でも独自に国家総動員体制樹立案が準備され、一九二六年五月には「戦時大本営勤務令改正案一」〔註⑥〕が作成された。それは、首相、参謀総長、軍令部長によ

- 註① 高橋甫『百万人の戦争科学』（一九五三年）、二一七頁  
 ② デブネ（岡野馨訳）『戦争と人―世界大戦の省察―』、六五頁。  
 ③ 山口利昭『国家総動員研究序説』『国家学会雑誌』第九二巻第一・二号、一九七九年四月号、二八〇頁。  
 ④ 『参戦諸国ノ陸軍ニ就テ』（第四版）拓殖大学図書館佐藤安之助文庫所蔵、二九頁。  
 ⑤ 志道保亮編『鉄山永田中将』（一九三八年）、一五一頁。  
 ⑥ 藤原彰『軍事史』（一九六一年）、一三八―一三九頁。  
 ⑦ 『日本陸海軍の制度・組織・人事』（一九七一年）、三七九頁。